

気軽に  
ご相談  
ください

# 民生委員・児童委員、主任児童委員

「民生委員・児童委員の日」活動強化週間 5月12日(火)～5月18日(月)

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。民生委員・児童委員は、日常生活で困ったことや、心配ごとなどの相談に応じ、行政や関係機関との調整役を果たすなど地域の頼れる存在です。この制度をより多くの方に知ってもらうために民生委員・児童委員の制度や活動内容について紹介します。

## 民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、民生委員法によって定められ、厚生労働大臣に委嘱された非常勤特別職の地方公務員です。児童福祉法に基づき「児童委員」を兼ねて活動しています。市内では、3地区の民生委員・児童委員協議会に分かれ、令和2年4月1日現在116人の委員が活動しています。

「民生委員・児童委員は、問題解決の専門家ではありませんが、地域の皆さんと同じ立場で相談を受け、問題解決に向けて適切な機関へつなぐ重要な地域のパイプ役として働いています。安全で安心して生活できる地域を目指し、近年増加している一人暮らし高齢者の見守りや児童への声掛けなど、地域住民に根ざした活動をしています。」

## 民生委員・児童委員の役割と活動内容

民生委員・児童委員の本質は、信頼関係を基礎に成立す

## 相談したいとき



市民まつりふれあい広場部会に協力

住所により担当民生委員が変わりますので、社会福祉課へお問い合わせください。民生委員は守秘義務が法律によって定められているため、相談内容や秘密が他に漏れることはありませんので、ご安心ください。

## 身近な民生委員へご相談を！

八潮市八幡地区民生委員・児童委員協議会  
会長 篠木 猛さん



●どのような活動をされていますか

一人暮らし、寝たきり高齢者の見守り活動や実態調査、子どもの虐待や貧困の発見、その他地域の人たちが抱える問題を受け止めて関係機関へ繋ぐ活動をしています。また、地域の人たちと連携を図りながら、地域住民の立場に沿った身近な相談相手として、活動をしています。

●活動を通じて励みになったことはありますか

大変なこともたくさんありますが、相談者から「ありがとう」と言われたときは、ほっとし、民生委員をやっている良かったと感じます。また現在、埼玉県民生委員・児童委員協議会の

問 社会福祉課 ☎316

# 八潮市学校適正配置指針・計画策定

小中学校における児童生徒の教育環境の維持向上を図るため、学校施設の将来に向けた望ましい配置やあり方の方向性を示すことを目的として「八潮市学校適正配置指針・計画」を策定しました。その概要についてお知らせします。

## 目的

八潮駅周辺の小中学校では、児童生徒数が大きく増加し、普通教室の不足など、教育活動への影響が懸念されています。また、市全体では、少子化などの進展により、将来的に小中学校の小規模化が進むことが予想されており、児童生徒が集団の中で学ぶ教育活動が難しくなるなどの課題も懸念されています。

そこで、本市では、より良い教育環境の創出と教育の質の充実を目指し、本計画を策定しました。

## 計画期間

令和2年度から31年度までの30年間とし、10年ごと3期に分けていきます。

## 対象となる施設など

小学校10校、中学校5校および小学校予定地

## 適正規模・適正配置の基本的な考え方(指針・基準)

学校規模によるメリット・デメリットや市の実態を踏まえ、本市における適正な学校規模を特別な事情がある場合を除き、小学校は12学級以上24学級以下、中学校は9学級以上18学級以下と定めます。また、本市における適正な通学距離を、小学校は2キロメートル以内(ただし、特別な

事情がある場合は、3キロメートル以内)、中学校は4キロメートル以内とします。

## 今後10年間で対応が必要となること(適正配置の方向性 第1期抜粋)

▼北部地区(八條小、八條北小、八條中)

八條北小においては、小規模特認校制度(※)など、小規模校のメリットを最大限活かすことについて検討します。また、鶴ヶ曽根・二丁目土地区画整理事業地内に建設を予定していた小学校については、建設をしなくても各学校の適正規模を維持できることから、建設はしないこととします。

※小規模特認校制度は少人数による教育の良さを活かす、特色ある教育活動を展開する小規模校に、市内全域から通学することが可能な制度

▼中央部地区(八幡小、松之木小、柳之宮小、八潮中、八幡中)

学校規模については、おおむね適正規模を維持していきます。

▼南部地区(潮止小、大菅根小、中川小、大瀬小、大原小、大原中、潮止中)

児童数の急増に伴い、大菅根小、大瀬小の学校規模の適正化を図るため、早急に小学校建設予定地へ新設校を検討する必要があります。なお、児童数の増加の速度によって

問 学務課 ☎378

は、臨機に増築を行います。生徒数が増加する潮止中については、早急に通学区域の変更を検討します。

## 計画の見直し

教育制度の変更や児童生徒数の推移、学校施設の状況、社会環境の変化等に対応していくため、おおむね5年ごと、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 今後の進め方

学校規模適正化・適正配置に向けて地域と話し合いながら本計画を進めていきます。あわせて、今後、児童生徒数の推移を注視していきます。本計画の第1期で行うことについては、今後、個別計画を策定し、実施していきます。

この指針や配置計画、第2期以降の方向性など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

